

障害者基本計画に基づく

「重点施策実施5か年計画」の進ちょく状況 ～平成20年度～

1	： 啓発・広報	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	： 生活支援	・ ・ ・ ・ ・	P 5
3	： 生活環境	・ ・ ・ ・ ・	P11
4	： 教育・育成	・ ・ ・ ・ ・	P18
5	： 雇用	・ ・ ・ ・ ・	21P
6	： 保健・医療	・ ・ ・ ・ ・	P27
7	： 情報・コミュニケーション	・	P29
8	： 国際協力	・ ・ ・ ・ ・	P32

(平成21年12月)

「重点施策実施5か年計画」重点的に実施する施策の進ちょく状況

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちょく 状 況
1. 啓発・広報			
① 啓発・広報活動の推進			
○ 共生社会の理念の普及等	<p>1 障害者週間の行事の実施等を通じて、共生社会の理念の普及を図る。特に、将来を担う若者に対する啓発・広報を一層推進する。</p> <p>また、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必要な配慮・工夫について国民の理解と協力を得るため、啓発・広報を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の周知度 世代全体 40.2% [19年] → 50% [24年] ・共生社会の周知度 若者(20代) 26.7% [19年] → 50% [24年] 	<p>内閣府</p> <p>法務省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度障害者週間関連事業(集い・シンポジウム・セミナー等)来場者アンケートにおいて、事業に肯定的な評価の回答が81.8% ○ 広く小中学生を中心に募集する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」表彰事業や同優秀作品を掲載した「作品集」の全国の小・中・高等学校等への配付等を確実に実施することにより、引き続き若年層への関心と理解の浸透を図った。 ○ 障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を始め、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター、パンフレット等の作成、配布などの啓発活動を実施。 ○ 保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々に対し、障害のある子どもとその教育について理解啓発を図るため、特別支援教育全国フォーラムを開催。(平成20年度) ○ 障害者週間行事の一つとして、障害のある児童生徒の保護者、学校教育関係者、関係団体の人々を対象に、特別支援教育に係わる最新の全国的な状況や取組について関係者が提供した情報をもとに、特別支援教育を推進するための協議を実施する「全国特別支援教育振興協議会」を実施。 ○ 障害者週間の中央行事のひとつとして「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」を実施。(平成20年12月3日) ○ 精神保健福祉普及運動を開催。(平成20年10月20日～26日、厚生労働省・都道府県・指定都市) ○ 精神保健福祉全国大会を開催。(平成20年10月24日・和歌山県和歌山市)
○ 精神障害、知的障害、発達障害等に係る一層の理解促進	<p>2 国民の障害及び障害者に対する理解を引き続き促進する。とりわけ、国民の理解が遅れているとされる精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関し、国民の理解と協力が得られるよう一層の啓発・広報を推進する。</p>	<p>内閣府</p> <p>法務省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度「障害者週間連続セミナー」において、知的障害、発達障害への理解促進を目的とする講演、座談会、パネルディスカッション、ビデオ上映を実施。 ○ 障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を始め、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター、パンフレット等の作成、配布などの啓発活動を実施。 ○ 平成20年度より、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「発達障害教育情報センター」を開設。教育関係者や保護者、一般国民に対し、Webサイトを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。 ○ 精神保健福祉普及運動を開催。(平成20年10月20日～26日、厚生労働省・都道府県・指定都市) ○ 精神保健福祉全国大会を開催。(平成20年10月24日・和歌山県和歌山市)

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
	3 また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。	文部科学省 厚生労働省	○ 特別支援学校の学習指導要領等において、学校生活全体を通じて、障害のある子どもと地域の人々などが活動を共にする機会を積極的に設けることを規定。(平成20年度～) ○ 小・中学校(特別支援学級等に障害のある幼児児童生徒が在籍)等の学習指導要領等において、家庭や地域社会との連携を深める旨を規定。(幼・小・中:平成19年度～、高:平成20年度～) ○ 「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等において、事業等の運営に運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないとしている。
○ 障害者権利条約及び障害者関連法令の周知	4 我が国が署名し、今後締結を目指している「障害者の権利に関する条約」への関心を高めるため、同条約の国民への周知を図る。 5 また、国民の障害者に対する理解を促進し、障害者の人権の確保等を図るため、同条約等に係る関連法令を含む障害者関連法令の国民への周知を図る。	外務省 内閣府 厚生労働省 国土交通省	○ 条約採択の経緯、条文の仮訳文等の関連情報を外務省HPに掲載し、内容の周知に努めている。また、市民社会によるシンポジウム等の講演依頼やインタビューにも対応している。 ○ 平成20年度「障害者週間連続セミナー」において、「障害者権利条約と日本」をテーマとする講演会を実施。 ○ 平成20年に障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大等を内容とする改正障害者雇用促進法が成立したことから、事業主向けのパンフレットを作成し、障害者雇用義務制度の対象となる全事業主に送付するとともに、都道府県労働局において事業所別説明会・中小企業向け説明会を開催。 ○ 『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律以下「バリアフリー新法」という。』の国民への周知のため、同法のパンフレットを各種会議等において配布。
○ 障害者の利活用への配慮等に係る啓発・広報の充実	6 障害者が利活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を促進するとともに、円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。 特に、障害者用駐車スペースにおける不適切な利用を防止するなど、当該駐車スペースを必要とする障害者等が円滑に利用できるようにするため、当該駐車スペース及びいわゆる国際シンボルマークの趣旨の周知や、分かりやすい表示の普及等を図る。 障害者団体等が作成する各種障害を対象とした啓発、周知等のためのマークについて、国民への情報提供を行い、その周知を図る。	内閣府 厚生労働省 国土交通省	○ 平成20年度「障害者週間連続セミナー」において、「音声と文字及び画像を同期させて表示できる電子図書の国際標準規格(DAISY)による情報支援」をテーマとするセミナーを実施。 ○ 平成19年10月に補助犬法が改正され、①補助犬使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談窓口を各都道府県、政令市、中核市に設置(平成20年4月1日施行)、②一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者の補助犬使用の受け入れの義務化(平成20年10月1日施行)が行われた。これにあわせ、補助犬法の周知を図るため、平成20年4月にポスター、パンフレット、リーフレット及びステッカーを作成し、関係省庁・地方公共団体・教育委員会等の公的機関及び関係団体、業界等に配布。 平成20年度政府広報には5件が採用。また、厚生労働省ホームページ内に補助犬専用ホームページを開設しており、利用方法や受け入れ、補助犬の実働頭数等について、随時更新を行っている。 さらに、補助犬使用者、受け入れ側双方からの苦情・相談に関する相談対応マニュアルを作成し、関係者へ周知。地方公共団体の関係部局の職員等や学校における児童に対する啓発や研修の実施等により、普及啓発に取り組んでいる。 ○ 各施設の望ましい整備内容を示したガイドラインにおいて、視覚障害者誘導用ブロック、障害者用駐車スペースの整備方法を示し、障害者の利活用への配慮等に係る普及啓発を実施。
○ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進	7 インターネットの活用等、創意工夫のある広報媒体・広報手段を活用した効率的・効果的な啓発・広報を推進する。	内閣府 文部科学省	○ 内閣府のホームページの中に障害者施策担当のホームページを開設し、啓発等障害者施策に関する情報を提供。 ○ 季刊誌「特別支援教育」や文部科学省HPや独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HPを通じて、国民に特別支援教育について情報を提供。 ○ 平成20年度より、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「発達障害教育情報センター」を開設。教育関係者や保護者、一般国民に対し、Webサイトを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
		厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者施策に係る広報活動の一環として、省ホームページによる広報を行った。 ○ 「発達障害情報センター」において、発達障害者やその家族等に対し、インターネットを通じて、発達障害にかかる生活支援や社会参加等に関する情報の提供を実施。
○ 関係機関の連携・協力による啓発・広報の推進	8 企業及び民間団体との連携、マスメディアの協力による啓発・広報を推進するとともに、人権擁護、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進する。	内閣府 法務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年12月5日から7日までの3日間、東京で、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」一を実施。 ○ 全国の障害者週間関連行事を一括して紹介するホームページの更新。 ○ 鉄軌道事業者の協力による「障害者週間のポスター」の駅への掲示。 ○ 障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を始め、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター、パンフレット等の作成、配布などの啓発活動を実施。 ○ 平成19年10月に補助犬法が改正され、①補助犬使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談窓口を各都道府県、政令市、中核市に設置（平成20年4月1日施行）、②一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者の補助犬使用の受け入れの義務化（平成20年10月1日施行）されたところ。 これにあわせ、 <ul style="list-style-type: none"> 1.改正内容の周知を図るため、ポスター、パンフレット、リーフレット及びステッカーを作成、配布 2.政府広報、ホームページの公開 3.補助犬使用者、受け入れ側双方からの苦情・相談に関する相談対応マニュアルを作成し関係者へ周知、地方公共団体の関係部局の職員等や学校における児童に対する啓発や研修の実施等により、普及啓発に取り組んでいるところ。
○ 「心のバリアフリー」の推進	9 バリアフリー化の推進に関する取組を表彰し、その取組を広く普及させること等により、障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について国民の理解を深め、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「心のバリアフリー」を推進するマニュアルの作成・配布を意図しており、作成に向け、都道府県等のマニュアル収集の作業を進める等、一部進展があったところ。
② 福祉教育等の推進			
○ 相互理解の促進	10 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施に資するため、「交流及び共同学習ガイド」を文部科学省ホームページに掲載。（平成20年度～） ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、教員を対象とした交流及び共同学習推進指導者研究協議会を実施。 参加者数 （平成20年度） 69人 ○ 特別支援学校及び小・中学校等の学習指導要領等において、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を設ける旨を規定。（幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～）

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
○ 障害者を理解するための教育の推進	11 小・中学校等の特別活動等において、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。	文部科学省	○ 平成21年度より一部先行実施される新学習指導要領（平成20年3月告示）においては、総則や特別活動等の中でボランティア活動などの体験活動を行うこととするなど、学校教育におけるボランティア活動を推進する内容となっており、平成20年度においては、新学習指導要領の趣旨や内容について理解を深め、新学習指導要領が円滑に実施されるよう全国3会場において新教育課程説明会を実施するなど、周知を図った。
③ 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進			
○ 行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進	12 行政機関、企業等の職員に対し、障害者への配慮マニュアルの活用、各種研修の実施等により、障害の特性や必要な配慮等に関し周知を図り、その一層の理解と協力を促進する。	内閣府 全省庁	○ 内閣府では、新規採用職員に対する研修において、障害者施策のあり方に関する講義を行い、障害者に対する理解の促進・徹底を図った。 ○ 障害者理解の促進とチャレンジ雇用の実施に資するため「公務部門における障害者雇用マニュアル」を各部署に配布した。 ○ 平成21年3月、「公務部門における障害者雇用ハンドブックー誰もが生き生きと働ける職場を目指してー」を障害者施策推進課長会議において決定し、公表。 ○ 障害者に対する理解の促進を図るため、国税局及び税務署に勤務する職員を対象に、障害者等への接し方を取り入れた接遇研修、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の周知、外部講師によるバリアフリー研修等を実施している。【財務省】 ○ バリアフリー新法の対象として明確化された知的障害のある人、発達障害のある人、精神障害のある人が安心して移動や施設利用できるよう、公共交通機関、商業施設等において職員が対応する際のポイントを内容とし、障害の理解にも資する「対応ハンドブック」を作成し、周知を図っている。【国土交通省】 ○ 平成19年度に実施した知的障害者の職場体験実習及び平成20年度から実施しているチャレンジ雇用を通じて障害者に対する配慮などについて職員に周知し、理解と協力の促進を図っている。【防衛省】
④ ボランティア活動の推進			
○ ボランティア活動及び企業等の社会貢献活動の理解促進	13 児童生徒、地域住民等のボランティア活動への理解を引き続き促進するとともに、企業やその職員等の社会貢献活動の充実を図るため、取組事例の紹介等により、その一層の理解と協力を促進する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	○ 地域社会において障害者と企業、NPO等を含む社会の構成員が主体的に共生社会の実現に向けて取り組み成果をあげている多様な取組事例を収集、分析し、広く周知するため、「障害者に係る共生社会実践活動事例の調査」を平成21年度より実施予定。 ○ 「豊かな体験活動推進事業」において、障害者とのふれあい体験や自然の中での長期宿泊体験活動など様々な体験活動を実施。 （平成20年度） 627校 ○ 平成19年度より、ボランティア分野を含め、地域福祉の一層の推進を図るため、地方公共団体や民間団体等において、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的な取組である「地域福祉等推進特別支援事業」を実施。 ○ ボランティア活動の社会的評価の向上を図るため、福祉分野等のボランティア活動を永年率先して行い、功績が顕著な個人やグループ・団体（企業含む）、学校等に対し、「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状」の贈呈を実施。平成20年度は、78名、165団体、8校に贈呈した。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
2. 生活支援			
① 利用者本位の生活支援体制の整備			
○ 利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化	14 障害者自立支援法の施行状況等を踏まえ、その抜本的な見直しの検討を進めるとともに、利用者負担の見直しと事業者の経営基盤の強化に取り組む。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減や、障害児のいる世帯について、軽減対象となる課税世帯の範囲を拡大する等の緊急措置を平成20年7月に実施。 ○ 障害福祉サービスの報酬の額について、事業者の経営基盤の安定やサービスの質の向上等を目的に、プラス5.1%の改定を実施することとした（実施は平成21年4月から）。 ○ 平成21年9月9日の3党連立政権合意において、障害者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとしている。 ○ 障害福祉サービスの報酬の額について、事業者の経営基盤の安定やサービスの質の向上等を目的に、プラス5.1%の改定を実施することとした（実施は平成21年4月から）。
○ 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実	15 ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援（ピアカウンセリング）、権利擁護のために必要な援助等を提する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心としたネットワークを構築する。 地域自立支援協議会の設置市町村数 700市町村〔19年〕→ 全市町村〔24年〕	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域自立支援協議会において、相談支援を充実させるため、障害者自立支援対策臨時特例交付金による「地域自立支援協議会運営強化事業」を創設した（平成21年度～平成23年度において実施）。 <p style="text-align: center;">設置済市町村（平成20年度） 1,188市町村（1,811市町村のうち）</p>
	16 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けられることができる体制を整備する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、身体障害だけでなく障害全体を視野に入れた取り組みを行うため、平成20年10月に名称を国立障害者リハビリテーションセンターに変更するとともに、発達障害に関する情報の収集・提供等を図るために平成20年3月に厚生労働省内に設置された「発達障害情報センター」を国立障害者リハビリテーションセンターに移管するとともに病院部門に新たに発達障害の診療体制を整備した。また、頸髄損傷等の重度障害者を新たに受け入れるための体制整備を図るとともに、必要な施設の改修工事に着手した。 ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、平成20年度より3か年のモデル事業として、青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業を開始し、平成20年度においては、病院部門は地域の発達障害者支援センターと連携し、就労を希望する青年期発達障害者の診断・評価等の医療サービスの開発、訓練部門は、支援手法の検討及び雇用支援機関との連携モデル開発、研究部門は、アセスメント、補完手段としての機器の開発研究にそれぞれ取り組んだ。
○ 乳幼児期における障害児への支援	17 乳幼児期における障害児への支援について、障害児施設等による療育や家族への支援を行うとともに、保育所や幼稚園等においても、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発育にとって重要であるので、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に対し、専門性を持った障害児施設等から巡回支援を実施するなど、環境を整備する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児の将来の自立に向けた発達支援、ライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めたトータルな支援、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援の具体的な施策について検討するため、「障害児支援の見直しに関する検討会」を開催し、平成20年7月に報告書を取りまとめたところ。
○ 成年後見制度の利用促進等による権利擁護	18 パンフレットの作成・配布やホームページによる情報提供等により、引き続き、成年後見制度の利用方法等の一層の周知を図るとともに、成年後見制度等の利用を支援する。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度等についてのパンフレットを作成して関係団体等に配布したほか、法務省のホームページに当該制度等についてのQ & Aのコーナーを設けて成年後見制度等を周知。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
		厚生労働省	○ 障害福祉サービスの利用時に成年後見制度を利用する場合、申立に要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施。
○ 矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進	19 厚生労働行政と法務行政が連携を図り、矯正施設に入所している障害者等について、相談支援事業を活用することなどにより、社会復帰に向けた地域生活支援を推進する。	法務省 厚生労働省 法務省 厚生労働省	○ 法務省と厚生労働省において、障害等により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、矯正施設内の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備し、福祉ニーズの掘り起こしを行うとともに、保護観察所と「地域生活定着支援センター」（厚生労働省が各都道府県に整備予定）が連携して、矯正施設入所中から福祉サービスにつなげるための支援等を実施（平成21年度から実施）。 ○ 帰住先が確定しないなどの理由により出所後、直ちに福祉による支援が困難な者について、全国57の更生保護施設を受入施設として指定し、福祉の専門的資格や実務経験を有するスタッフが中心となり、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための実効性ある指導・訓練を実施（平成21年度から実施）。 ○ 共同生活介護事業所等において、矯正施設から障害者を受け入れる際の必要な調整等の支援に対して、障害者自立支援対策臨時特例交付金による助成事業を創設した（平成21年度から実施）。 ○ 共同生活介護事業所等において、地域生活への移行に個別支援を要する者に対する支援について、障害福祉サービスの報酬改定により加算を創設した（平成21年度から実施）。
② 地域移行の推進			
○ 障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備	20 障害者自立支援法において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者の地域生活への移行や一般就労への移行等に関する数値目標を設定するとともに、その達成に必要な障害福祉サービスや相談支援サービス等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村による、障害福祉計画の作成が義務付けられたところであり、同計画の着実な推進を図る。 ・ 訪問系サービスの利用時間数 約376万時間〔19年度〕→ 約522万時間〔23年度〕 ・ 日中活動系サービスのサービス提供量 約713万人日分〔19年度〕→ 約825万人日分〔23年度〕 ・ 療養介護事業の利用者数 約0.4万人分〔19年度〕→ 約1.0万人分〔23年度〕 ・ 児童デイサービス事業のサービス提供量 約26万人日分〔19年度〕→ 約34万人日分〔23年度〕 ・ 短期入所事業のサービス提供量 約24万人日分〔19年度〕→ 約35万人日分〔23年度〕 ・ 共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）の利用者数 約4.5万人〔19年度〕→ 約8.0万人〔23年度〕	厚生労働省	・ 訪問系サービスの利用時間数 [20年度実績] 約326万時間 ・ 日中活動系サービスのサービス提供量 [20年度実績] 集計中 ・ 療養介護事業の利用者数 [20年度実績] 約0.2万人分 ・ 児童デイサービス事業のサービス提供量 [20年度実績] 約24万人日分 ・ 短期入所事業のサービス提供量 [20年度実績] 約18万人日分 ・ 共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）の利用者数 [20年度実績] 約4.8万人 ・ 相談支援事業の利用者数 [20年度実績] 約0.2万人 ・ 福祉施設入所者数 [20年度実績] 集計中

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業の利用者数 約3万人〔19年度〕→ 約5万人〔23年度〕 ・福祉施設入所者数 14.6万人〔17年度〕→ 約13.5万人〔23年度〕 		
○ 精神障害者の退院促進と地域移行の推進	<p>21 受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移行を推進する。</p> <p>退院可能精神障害者数 4.9万人〔19年度〕のうち、約3.7万人の減少〔23年度〕</p>	厚生労働省	<p>○ 精神障害者地域移行支援特別対策事業 受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院促進・地域移行に向けての支援を一層進めるため、地域移行推進員、地域体制整備コーディネーターを指定相談支援事業者等に配置。</p> <p>(平成20年度) 実施圏域数 295圏域</p> <p>○ 「退院可能精神障害者数」については、平成20年4月から開催されている「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の論点整理（平成20年9月）において、今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方として「長期入院患者を中心とした地域生活への移行・定着支援」が掲げられたことを踏まえ、今後、上記検討会において更なる議論を実施。</p>
○ 障害者に対する住宅セーフティネットの構築	<p>22 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図る。また、あんしん賃貸支援事業（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために情報提供等を実施する。）と、居住サポート事業（賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間賃貸住宅）への入居を希望しているが、入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整や支援、家主への相談・助言を行う。）の連携により、障害者の一般住宅への入居を進める。</p>	厚生労働省 国土交通省	<p>○ 居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地への視察等を支援する「居住サポート事業立ち上げ支援事業（障害者自立支援対策臨時特例交付金における特別対策事業）」を創設した（平成21年度～平成23年度において実施）。</p> <p>○ 公営住宅の入居者の募集・選考において、事業主体の判断により、障害者世帯に対し優先的な取扱いを実施。 優先入居により公営住宅に入居している障害者世帯数 (平成20年度末) 集計中</p> <p>○ 平成19年度から、民間事業者等に対し、整備費及び家賃減額のための助成を行い、障害者世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を実施。 (平成20年度末) 1,829戸</p> <p>○ 都市再生機構賃貸住宅においては、障害者世帯に対して、新規賃貸住宅募集時の当選倍率の優遇、既存賃貸住宅募集時の優先申込期間の設定等を措置。 新規（平成20年度末） 63件 既存（平成20年度末） 33件（H20.12～H21.3）</p> <p>○ 地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して障害者等を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポートを行うことにより、障害者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。 (平成20年度末) 事業実施自治体数 32団体</p>

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
○ 障害児の居場所の確保	23 放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進する。	厚生労働省 文部科学省	○ 障害児の将来の自立に向けた発達支援、ライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めたトータルな支援、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援の具体的な施策について検討するため、「障害児支援の見直しに関する検討会」を開催し、平成20年7月に報告書を取りまとめたところ。 ○ 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある児童の受入れを促進。 ○ 放課後等に小学校等を活用し、地域の実情に応じて、障害のある子どもを含め子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の参画を得て学習や体験・交流活動等を実施する「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」を実施。 (平成20年度) 1,015市町村7,919箇所
○ 身体障害者補助犬法への理解の促進	24 身体障害者補助犬法の改正を踏まえ、都道府県の補助犬に関する苦情相談窓口で対応がなされるよう「相談対応マニュアル」を整備するなど、円滑な施行を図るとともに、引き続き、補助犬への理解の促進及び受入れの円滑化のための広報・啓発を推進する。	厚生労働省	○ 平成19年10月に補助犬法が改正され、①補助犬使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談窓口を各都道府県、政令市、中核市に設置（平成20年4月1日施行）、②一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者の補助犬使用の受け入れの義務化（平成20年10月1日施行）が行われた。これにあわせ、補助犬法の周知を図るため、平成20年4月にポスター、パンフレット、リーフレット及びステッカーを作成し、関係省庁・地方公共団体・教育委員会等の公的機関及び関係団体、業界等に配布。 平成20年度政府広報には5件が採用。また、厚生労働省ホームページ内に補助犬専用ホームページを開設しており、利用方法や受け入れ、補助犬の実働頭数等について、随時更新を行っている。 さらに、補助犬使用者、受け入れ側双方からの苦情・相談に関する相談対応マニュアルを作成し、関係者へ周知。地方公共団体の関係部局の職員等や学校における児童に対する啓発や研修の実施等により、普及啓発に取り組んでいる。
○ 発達障害者施策の推進	25 発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図る。	厚生労働省 文部科学省	○ 発達障害者施策の推進 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援等を行うとともに、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備の推進や支援手法の開発、発達障害に関する情報提供等を実施。 (平成20年度) 発達障害者支援センター設置箇所数 62箇所 ○ 平成19年度から、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。 ○ 平成19年度から、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。
	26 発達障害者には幅広い領域の支援が必要となっていることを踏まえ、各自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集を平成21年度までに策定する。	厚生労働省	(※) H21に策定予定

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
	27 標準的な支援方法が確立されておらず、幼児期から成人期まで一貫した支援が十分ではないことを踏まえ、平成21年度までに地域において実施されている支援方法を把握し、支援マニュアルを策定する。	厚生労働省	(※) H21に策定予定
	28 発達障害児やその保護者に対応できる技能を持つ専門家が少ないことを踏まえ、地域で核となって支援を進める人材を育成するための研修を行う。	厚生労働省	○ 研修の実施 小児医療、精神医療、療育の3分野について、医師や保健師等の発達障害支援に携わる職員に対する研修を実施
③ スポーツ、文化芸術活動の振興			
○ スポーツ、文化芸術活動の振興	29 障害者の社会参加等を促進するため、障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、地域におけるスポーツ大会及び文化講座等や全国の障害者が参加する「全国障害者スポーツ大会」及び「全国障害者芸術・文化祭」を開催する。	文部科学省 厚生労働省	○ (財)日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツコンベンションを開催。 ○ 第8回全国障害者スポーツ大会は「笑顔、元気、ともに未来へ 新たな一歩」のスローガンにより、大分県において開催。平成13年度に「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」が統合され実施されてきたが、平成20年度からは、精神障害者の競技も加わり、全国の身体、知的及び精神に障害のある方々が一同に会して開催。 ○ 第8回全国障害者芸術・文化祭は「アートはボーダレス」の大会名称により、滋賀県において年間を通して開催。
④ 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援			
○ 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援	30 高齢者・障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、社会活動支援分野を中心として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて研究開発費用の補助を行う。	経済産業省	○ 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDOを通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成20年度末までに170件のテーマを採択。
	31 脳とコンピュータをつなぐブレイン・マシン・インターフェイス(BMI: Brain Machine Interface)技術の開発によって、失われた身体機能の回復・補完を可能とする高度な義手・義足等の開発等を戦略的に推進する。	文部科学省 厚生労働省	○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。 ○ 平成20年度よりブレイン・マシン・インターフェイス(BMI)を用いた障害者自立支援機器を研究開発している。これまでの開発で、BMIによりライトの点灯など生活環境の制御を行うシステムを実現化し、障害者によるデモに成功した。また脳波計(弁当箱大)、BMI基盤システム(ソフトウェア)を試作し、さらに脳からの信号で駆動する上肢用パワーアシストスーツの試作も行った。
	32 視覚障害者、聴覚障害者、認知障害者等向けの情報支援機器、義肢装具、電動車いす、福祉車両、介護者を支援するための生活環境関連機器ロボット等、先端技術を活用した福祉用具等の利用支援の観点から、利用者ニーズに関する調査研究、人材育成を含めた支援技術の確立等を推進するとともに、補装具費支給事業等を適切に実施し、また、相談支援体制の確保を図る。 併せて、福祉用具等の安全評価を実施し、利用者ニーズに合った福祉用具の開発を推進するため、研究開発・評価の段階で利用者の参加を促進する。	厚生労働省	○ 聴覚障害者に対する情報支援機器の貸出、相談業務等を行う聴覚障害者情報提供施設の全都道府県設置に向けて、障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各県に周知(平成20年4月1日現在37カ所)。 ○ 障害者等の情報通信技術(IT)の利用機会や活用能力の是正格差を図るための総合的なサービス拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を25道府県・政令指定都市38カ所(平成20年度)で実施。 ○ TAIS(福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム)を運用。 ○ 「義肢装具等完成用部品情報提供システム」(義肢装具等完成用部品を利用者の状態像や使用環境等に適合した、適切な完成用部品の処方や選定・給付に資するため、当該部品の対象、構造や作用、効果や材質、適応範囲、調整方法等に関する情報を国内の製造業者や輸入業者から情報収集・データベース化し、情報発信するシステム)を運用。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況												
			○ (財)テクノエイド協会において、福祉機器に関しての標準化等の研究を実施し、開発・普及を促進。												
⑤ 専門職種の養成・確保															
○ 福祉人材の養成確保	33 「福祉人材確保指針」を踏まえ、介護職員のキャリアアップの仕組みを構築するなど、福祉人材の養成・確保のための取組を強化する。	厚生労働省	○ 「社会福祉主事に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」については、平成19年8月28日に改正し、労働環境の整備等について、経営者や関係団体等に対し取組を進めるよう周知を図った。 ○ 福祉人材の養成・確保を図る観点から、平成20年度補正予算等により、介護福祉士養成校等の学生に対する修学資金の貸付を行うなど福祉人材の参入促進を進めたほか、介護職員の処遇改善や雇用管理の改善に取り組む事業主への支援等を推進した。												
	34 サービス管理責任者の養成及び継続的な研修システムを整備するとともに、リハビリテーション関係専門職員等の養成を推進する。	厚生労働省	○ 平成20年度においても地域でサービス管理責任者養成の中核となる人材を育成するため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、サービス管理責任者指導者養成研修を行い、平成20年度においては、259名の養成を行った。 ○ 地域でリハビリテーション関係の専門職員として、指導的役割を担う人材を育成するため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて研修会を行い、平成20年度においては、25回開催し、延べ1,402名が受講した。 ○ 平成20年度においてもリハビリテーション関係専門職員の養成を実施し、5学科で以下の卒業生を地域の関係機関等に送り出した。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(平成20年度実績)</td></tr> <tr><td>言語聴覚学科</td><td style="text-align: right;">28名</td></tr> <tr><td>義肢装具学科</td><td style="text-align: right;">9名</td></tr> <tr><td>視覚障害学科</td><td style="text-align: right;">8名</td></tr> <tr><td>手話通訳学科</td><td style="text-align: right;">12名</td></tr> <tr><td>リハビリテーション学科</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> </table>	(平成20年度実績)		言語聴覚学科	28名	義肢装具学科	9名	視覚障害学科	8名	手話通訳学科	12名	リハビリテーション学科	2名
(平成20年度実績)															
言語聴覚学科	28名														
義肢装具学科	9名														
視覚障害学科	8名														
手話通訳学科	12名														
リハビリテーション学科	2名														
3. 生活環境															
① 住宅、建築物のバリアフリー化の推進															
○ 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進	35 新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。	国土交通省	○ 公営住宅については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(平成20年度)</td></tr> <tr><td>新規公営住宅</td><td style="text-align: right;">約15,000戸</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(実績見込み)</td></tr> </table> ○ 公社住宅については平成7年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(平成20年度)</td></tr> <tr><td>新規公社賃貸住宅</td><td style="text-align: right;">約2,000戸</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(実績見込み)</td></tr> </table>	(平成20年度)		新規公営住宅	約15,000戸	(実績見込み)		(平成20年度)		新規公社賃貸住宅	約2,000戸	(実績見込み)	
(平成20年度)															
新規公営住宅	約15,000戸														
(実績見込み)															
(平成20年度)															
新規公社賃貸住宅	約2,000戸														
(実績見込み)															

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
			<p>○ 都市再生機構賃貸住宅（平成16年6月までは公団賃貸住宅）については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <p style="text-align: right;">（平成20年度）</p> <p>新規都市再生機構賃貸住宅 約3,000戸</p>
○ 障害者等の利用に配慮した住宅ストック	<p>36 手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストック</p> <p>高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定のバリアフリー化 29%〔15年度〕→ 75%〔27年度〕 ・うち、高度のバリアフリー化 6.7%〔15年度〕→ 25%〔27年度〕 	国土交通省	<p>○ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率</p> <p style="text-align: right;">（平成20年）</p> <p>一定のバリアフリー化 集計中</p> <p style="text-align: right;">（平成20年）</p> <p>高度のバリアフリー化 集計中 （総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計）</p>
	<p>37 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な住宅ストックの形成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な住宅ストックの比率 10%〔15年度〕→ 25%〔27年度〕 	国土交通省	<p>○ 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な住宅ストックの比率</p> <p style="text-align: right;">（平成20年）</p> <p>比率 集計中</p>
○ 建築物のバリアフリー化の推進	<p>38 不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する特別特定建築物（床面積が2,000平方メートル以上のもの）のバリアフリー化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積2,000㎡以上の特別特定建築物のうち、バリアフリー化されたものの割合 37%〔17年〕→ 約50%〔22年〕 	国土交通省	<p>○ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物のうち、バリアフリー化されたものの割合</p> <p style="text-align: right;">（平成20年度）</p> <p>割合 集計中</p>
○ 官庁施設のバリアフリー化の推進	<p>39 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に基づいて、新営する国のすべての官庁施設を、移動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できる」施設として整備する。</p>	国土交通省	<p>○ 新営する国のすべての官庁施設を移動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できる」施設として整備</p> <p style="text-align: right;">（平成20年度）</p> <p>割合 100%</p>
	<p>40 バリアフリー新法に基づいて、国の合同庁舎について、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース等の整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース等の整備が行われた施設の割合 7%〔19年度〕→ 50%〔24年度〕 	国土交通省	<p>○ 国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース等の整備を実施</p> <p style="text-align: right;">（平成20年度）</p> <p>割合 14%</p>

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況									
	<p>41 窓口業務を行う官署が入居する国の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000平方メートル以上のもの）等の改修を実施する。</p> <p>・ 窓口業務を行う官署が入居する国の既存官庁施設のうち、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000平方メートル以上のもの）等の改修を実施した割合 57%〔14年度〕→ 100%〔22年度〕</p>	国土交通省	<p>○ 窓口業務を行う官署が入居する国の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000平方メートル以上のもの）等の改修を実施</p> <p>(平成20年度)</p> <p>割合 89%</p>									
○ 地方公共団体による公共施設等のバリアフリー化の推進	42 地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。	総務省	<p>○ 地域活性化事業債（少子高齢化対策事業）により地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化等（公共施設の段差解消、エレベーター設置など）に対して地方債措置を講じている。 平成20年度実績：160事業</p> <p>○ 地方公共団体が公共施設等に音声標識ガイドを設置する費用に対して特別交付税措置を講じている。</p>									
② 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進												
○ 旅客施設のバリアフリー化の推進	<p>43 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）の設置を推進する。</p> <p>また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、バリアフリー化を可能な限り実施する。</p> <p>・ 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルのうち、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）の設置が行われた割合 100%〔22年〕</p>	国土交通省	<p>○ 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設のうち、それぞれの措置を講じているものの割合</p> <p>(平成20年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>割合</td> <td>段差の解消</td> <td>71.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>視覚障害者誘導用ブロックの整備</td> <td>92.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害者用トイレの設置</td> <td>66.5%</td> </tr> </table> <p>○ 一日あたりの平均利用者数が5,000人未満の鉄軌道駅については、交通、観光の拠点性が高く、地域の強い要望がある駅のバリアフリー化について、地方自治体との協調による助成措置を講じている。</p>	割合	段差の解消	71.6%		視覚障害者誘導用ブロックの整備	92.9%		障害者用トイレの設置	66.5%
割合	段差の解消	71.6%										
	視覚障害者誘導用ブロックの整備	92.9%										
	障害者用トイレの設置	66.5%										
○ 車両等のバリアフリー化の推進	<p>44 バリアフリー化された鉄軌道車両の導入を推進する。</p> <p>・ バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合 20%〔18年度〕→ 約50%〔22年〕</p>	国土交通省	<p>○ バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合</p> <p>(平成20年度)</p> <p>割合 41.3%</p>									
	<p>45 低床化されたバス車両の導入を推進する。</p> <p>・ 低床化されたバス車両の導入割合 33.1%〔18年度〕→ 100%〔27年〕</p>	国土交通省	<p>○ 低床化されたバス車両の導入割合</p> <p>(平成20年度末)</p> <p>割合 41.7%</p>									

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ち ょ く 状 況
	46 ノンステップバスの導入を推進する。 ・ノンステップバスの導入割合 17.7%〔18年度〕→ 約30%〔22年〕	国土交通省	○ ノンステップバスの導入割合 (平成20年度末) 割 合 23.0%
	47 バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。 バリアフリー化された旅客船の導入割合 11.5%〔18年度〕→ 約50%〔22年〕	国土交通省	○ バリアフリー化された旅客船の導入割合 (平成20年度末) 割 合 16.4%
	48 バリアフリー化された航空機の導入を推進する。 バリアフリー化された航空機の導入割合 54.4%〔18年度〕→ 約65%〔22年〕	国土交通省	○ バリアフリー化された航空機の導入割合 (平成20年度) 割 合 64.3%
	49 福祉タクシーの導入を推進する。 福祉タクシーの導入台数 9,651台〔18年度〕→ 約18,000台〔22年〕	国土交通省	○ 福祉タクシーの導入台数 (平成20年度末) 台 数 10,742台
○ 都市公園のバリアフリー化の推進	50 都市公園における園路及び広場、駐車場、便所等を始めとした公園施設のバリアフリー化を推進する。 ・園路及び広場の設置された都市公園のうち、園路及び広場がバリアフリー化されたものの割合 約40%〔18年度〕→ 約45%〔22年〕 ・駐車場の設置された都市公園のうち、駐車場がバリアフリー化されたものの割合 約30%〔18年度〕→ 約35%〔22年〕 ・便所の設置された都市公園のうち、便所がバリアフリー化されたものの割合 約25%〔18年度〕→ 約30%〔22年〕	国土交通省	○ 都市公園における園路及び広場、駐車場、便所等を始めとした公園施設のバリアフリー化を推進。 ・園路及び広場の設置された都市公園のうち、園路及び広場がバリアフリー化されたものの割合 (20年度末) 割 合 45% ・駐車場の設置された都市公園のうち、駐車場がバリアフリー化されたものの割合 (20年度末) 割 合 36% ・便所の設置された都市公園のうち、便所がバリアフリー化されたものの割合 (20年度末) 割 合 29%
○ 路外駐車場のバリアフリー化の推進	51 特定路外駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収する路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いたもの）のバリアフリー化を推進する。 ・特定路外駐車場のうち、バリアフリー化されたものの割合 28%〔18年度〕→ 約40%〔22年〕	国土交通省	○ 特定路外駐車場のうち、バリアフリー化されたものの割合 (20年度末) 割 合 37%

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
○ 歩行空間のバリアフリー化の推進	52 原則として、バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、バリアフリー化を実施する。 ・重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー化されたものの割合 44%〔18年度〕→ 100%〔22年〕	国土交通省	○ 特定道路におけるバリアフリー化された割合 (平成20年度末) 割 合 調査中
○ 高速道路等のサービスエリア等のバリアフリー化の推進	53 今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、高齢者、障害者等に対応した便所、駐車スペースの整備を推進する。	国土交通省	○ 新設されたサービスエリア、パーキングエリア及び道の駅における身体障害者用便所及び身体障害者用駐車スペースが設置された割合 (平成20年度) サービスエリア 100% (新設数 0) パーキングエリア 100% (新設数 8) 道の駅 100% (新設数39)
○ 河川利用の拠点施設のバリアフリー化の推進	54 直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。	国土交通省	○ 直轄河川において整備されてきた「水辺プラザ」については、平成21年度より「かわまちづくり支援制度」として、ソフト的支援も併せ発展的に統合した。水辺拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を推進。
○ 港湾緑地のバリアフリー化の推進	55 人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、高齢者、障害者等に対応した便所、駐車スペース等を整備する。	国土交通省	○ 平成20年度に整備した新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、高齢者、障害者等に対応した便所、駐車スペース等を整備している。
○ 国立公園のバリアフリー化の推進	56 国立公園の主要な利用拠点において、直轄で整備する施設のバリアフリー化を推進する。	環境省	○ 国立公園の主要な利用拠点におけるビジターセンター、園路、トイレ等の直轄施設について、バリアフリー化を推進（平成20年度：27事業を実施）。
○ 森林総合利用施設のバリアフリー化の推進	57 バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。	農林水産省	○ すべての利用者を想定した「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえ、森林・施設の整備を図る場合の参考となる技術指針を策定し、これを普及している。
○ ソフト施策の推進	58 身体的状況、年齢、言語等を問わず、「いつでも、どこでも、だれでも」移動等に関する情報を入手することを可能にする自律支援施策を推進する。	国土交通省	○ これまでの検討や実証実験の結果を踏まえ、定常的な自律移動支援サービスを行うための基本的なルールを「自律移動支援システムに関する技術仕様（案）」としてまとめた。また、今後の目指すべき方向性について提言をまとめた。
	59 バリアフリー情報提供システム「らくらくおでかけネット」等を通じてバリアフリー情報の統一的な提供を促進するとともに、バリアフリー教室の実施等により、国民の「心のバリアフリー」に対する理解の浸透に努める。	国土交通省	○ 交通エコロジー・モビリティ財団のホームページにて、車椅子での利用のしやすさ、トイレ情報等を提供するとともに、駅毎の福祉輸送サービス情報、ハンドル形電動車椅子が利用可能な駅の情報も加えた「らくらくおでかけネット」を公開。 ○ バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、疑似体験が出来るバリアフリー教室を開催。
③ 安全な交通の確保			
○ バリアフリー対応型信号機等の整備の促進	60 原則として、バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路において、バリアフリー対応型信号機等を整備する。	警察庁	○ バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
	・重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー対応型信号機等が整備された割合100%〔22年〕		・重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー対応型信号機等が整備された割合 (平成20年度末) 約86%
④ 運転免許取得希望者等に対する利便の向上			
○ 持ち込み車両等による障害者等に配慮した教習等	61 指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。	警察庁	○ 平成21年8月12日付け警察庁丙運発第37号警察庁交通局長通達「指定自動車教習所業務指導の標準について」等に基づき、引き続き指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習について指導。
	62 持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。	警察庁	○ 平成19年4月23日付け警察庁丙運発第11号警察庁交通局長通達「身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施の標準について」等に基づき、引き続き持ち込み車両等による技能試験を推進。 ○ 平成17年1月14日付け警察庁丁運発第9号警察庁交通局運転免許課長通達「運転免許試験等における障害者に対する配慮について」に基づき、運転免許試験問題用紙の作成に当たり問題のすべての漢字に振り仮名をつけることなどの配慮をするよう、都道府県警察に指導。
	63 免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。	警察庁	○ 全国の運転免許試験場等に適性検査窓口を平成13年8月に設置するなど、プライバシーの保護及び障害者等の免許取得に関するアドバイスを実施。また、平成14年12月から運転適性相談窓口一覧表をインターネット上で公開。
○ 聴覚障害者に配慮した免許制度の推進	64 健聴者と同じ適性試験の合格基準に達しない聴覚障害者が、ワイドミラー等を条件として普通自動車免許を取得することができる制度の導入を推進し、その場合における免許試験・講習等の態勢の充実を図る。	警察庁	○ 「道路交通法の一部を改正する法律」(平成19年法律第90号)により、適性試験の聴力に関する合格基準に達しない聴覚障害者について、聴覚障害者標識を表示し、ワイドミラーを装着することを条件に普通自動車免許の取得が可能となった(平成20年6月1日施行)。平成20年5月21日付け警察庁丁運発第45号、丁交企発第129号、丁交指発第70号警察庁交通局運転免許課長、交通企画課長、交通指導課長連名通達「聴覚障害者の運転免許の取得等に伴う留意事項について」等に基づき、手話通訳ができる職員の配置や適正相談窓口の体制の充実、振り仮名つき教材・字幕入り教習用ビデオの活用等に努めるよう、都道府県警察に指導。
⑤ 防災、防犯対策の推進			
○ 防災対策の推進	65 障害者等災害時要援護者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。	農林水産省	○ 社会福祉施設等災害時要援護者関連施設に隣接した山地災害危険地区等に係る治山事業を計画的に実施
	66 砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害時要援護者が24時間入院・入居している施設を重点的に保全する。	国土交通省	○ 平成20年度より24時間災害時要援護者が滞在する施設のうち、土砂災害のおそれのある施設について、ハード・ソフト双方の観点から対策を重点的に推進。 (平成20年度末) 施設数 集計中
	67 行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。	総務省	○ 全国火災予防運動(3/1~3/7及び11/9~11/15に実施)において、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等との連携・協力を図り、高齢者や障害者等が居住する住宅の把握及び訪問診断の実施を行うとともにパンフレットやホームページ等を利用した防火安全対策を推進。 ○ 消防法が改正され住宅用火災警報器等の設置・維持が義務づけられることになったことから、障害のある人や高齢者等を中心とした住宅用火災警報器等の設置促進などの住宅防火対策を推進。(平成16年度~)
68 緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。	総務省	○ 災害に強い安心安全なまちづくりを推進するため、「防災基盤整備事業」等により、地方公共団体による同報系防災行政無線等の整備を支援し、障害者に係る火災予防体制を強化。	

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 ちよく 状 況
			○ 携帯電話・IP電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に消防本部等に通知される「携帯電話・IP電話等からの119番緊急通報に係る位置情報通知システム」について、「防災基盤整備事業」等により、導入促進を図る。 (平成21年8月1日現在) 232の消防本部で導入済(導入率28.9%)
○ 災害時の支援体制等の整備	69 自主防災組織による支援体制を整備する。	総務省	○ 地域の自主防災組織とその他の団体が連携して地域の安心・安全を確保する「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を実施し、障害者など災害時要援護者に配慮した活動が行われている事例などを選定。
	70 最新の通信技術を踏まえつつ、平成24年度までに災害時の住民への情報伝達のあり方についてまとめる	総務省	○ 市町村役場と住民を結ぶ同報系防災行政無線については、災害弱者・聴覚障害者対応としてメッセージ表示機能の導入を可能とするデジタル化を促進。
	71 国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を通じ、平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。	内閣府	○ 平成20年2月に全体計画のモデル計画を示すとともに、平成20年11月に、内閣府、総務省消防庁、厚生労働省、国土交通省の4省庁で、全国8箇所(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡)において、市町村の担当者を対象とした全国キャラバンを開催し、市町村における避難支援プランの全体計画などの策定の促進を図った。
○ 障害者の消費トラブル等の防止	72 消費者基本計画(平成17~21年度)を踏まえ、障害者の消費トラブルの防止に向けて、国民生活センターから、消費生活相談の現場で把握された警戒を要すると思われる悪質商法や製品事故に関する情報を始め防犯・防災情報を含む見守りに必要な情報を、障害者やその家族、日ごろから障害者に接している周りの方々へ迅速に届ける総合的ネットワークを作ることにより、地域の見守り力を高める動きを支援する。	内閣府	○ 平成20年度は、障害者やその家族向けに防犯・防災情報を含め、消費者被害の未然防止に関する注意情報をメールマガジンで25本配信した。また、メールマガジン等の情報を活用したリーフレットを作成し、民生委員や介護関係者に配信し情報提供を行った。
○ 防犯・安全ネットワークの充実	73 FAXによる緊急通報受理(FAX110番)、Eメールによる緊急通報受理(メール110番)の利用状況を勘案しつつ、運用の在り方を検討する。	警察庁	○ FAXによる緊急通報の受理(FAX110番)や、Eメールによる緊急通報の受理(メール110番)を都道府県警察において導入。 (平成21年2月現在) FAX110番 全都道府県 メール110番 全都道府県
	74 FAXにより警察署と障害者などが情報交換を行うFAXネットワーク等、地域における防犯ネットワークの利用状況を勘案しつつ、運用の在り方を検討する。	警察庁	○ FAXにより警察署等と障害者などが情報交換を行うFAXネットワークを全都道府県で構築しているほか、電子メール、ウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用した多様な手段による情報提供を行うことにより、地域における防犯ネットワークの充実を図っている。
○ 交番における障害者等の利用に配慮した施策の推進	75 交番における障害者等の利用に配慮した施策を引き続き推進する。	警察庁	○ 障害者等の接遇のため、協力団体の支援のもと「警察版コミュニケーション支援ボード」を制作し、全国警察の交番等に配布普及(平成20年10月配布完了)。
○ 防犯性能の高い建物部品の普及促進	76 住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物部品を掲載している「防犯性能の高い建物部品目録」の公表及び普及を図る。	警察庁 国土交通省	○ 平成16年3月、住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物部品15種類約2,300品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表。平成21年3月末現在、17種類3,919品目を掲載。